

セーフティネット保証5号の認定を受けられる方

【認定の条件】

指定業種に属する事業を営んでおり、本店（個人事業主の方は主たる事業所）の所在地が葛飾区にある中小企業者で、次のいずれかに該当する方。

(イ) A) 売上高要件

最近3か月間の売上高等が、前年同期に比べて5%以上減少していること。

B) 売上高要件（緩和措置：創業者）

創業後4か月以上1年3か月未満の場合は、最近1か月（※1）の売上高等とその直前3か月間の平均売上高等を比べてして5%以上減少していること。

（※1）最近1か月間の比較が適当でない場合は、最近6か月の平均の売上高と各比較対象期間との比較も認めます。

(ロ) 原油高要件：次のA)～C) 全てを満たしていること。

A) 最近1か月の売上原価のうち原油等（※2）の仕入額が20%以上占めていること。

B) 最近1か月の原油等（※2）仕入単価が前年同月と比べて20%以上上昇していること。

C) 最近3か月の売上高に占める原油等（※2）の仕入額の割合が前年同期と比べて上回っていること。

（※2）原油等とは、原油、揮発油、軽油、灯油、重油及び石油ガス（液化したものを含む。）を指します。なお、石油化学製品（プラスチック、合成繊維等）や備車費は含みません。

(ハ) 利益率要件

最近3か月の月平均売上高営業利益率（※3）が前年同期と比べて20%以上減少していること。

（※3）利益率の減少は為替相場の変動や人手不足等、事業者ではどうにもできない外的要因による原材料や人件費等の増加を受けて生じる場合が対象です。

単純な役員報酬の増加、宣伝広告費および接待交際費等、外的要因によらない費用の増加は原則対象外です。

【必要書類】

① 認定の条件（イ）・（ロ）・（ハ）全てに共通するもの

	個人事業主	法人
1	認定申請書1部（産業経済課窓口あるいはホームページ上にあります）	
2		登記簿謄本（履歴事項全部証明書）1通
3	確定申告書類一式 1期分 ※確定申告書に事業所住所の記載がない場合は、区内に事業所があることが確認できるものを併せてご用意ください	決算書類一式および確定申告書類一式 1期分
4	許認可証の写し 1部（営業に許認可等が必要な場合）	

② 売上高要件（イ）A) で申込む場合の追加資料①

- 売上高（受注高）の減少を証明する書類（売上台帳・試算表・請求書・契約書等）

③ 売上高要件（緩和措置：創業者）（イ）B) で申込む場合の追加資料②

- 開業届
- 売上高（受注高）の減少を証明する書類（売上台帳・試算表・請求書・契約書等）

④ 原油高要件（ロ）で申込む場合の追加資料③

- 売上・原材料費、製品原価が確認できる書類
- 原油等の購入価格が確認できる資料（領収書、納品書等）

⑤ 利益率要件（ハ）で申込む場合の追加資料④

- 利益率減少が確認できる資料（試算表）
- 月平均売上高営業利益率減少の主な理由が分かる書類（領収書、振込書、貸金台帳等）

※追加資料①～④について、指定業種と非指定業種の両方を営んでいる場合は、指定業種と非指定業種に分けてご用意ください。

※認定と同時に区制度融資を申込む場合、上記のほか印鑑証明書や納税確認書類等が別途必要です。

⑥ 郵送により申込む場合の追加資料

- 郵送用チェックシート
- 返信用レターパック

⑦ 金融機関の担当者による代理申請で申込む場合の追加資料

- 委任状

【申請方法】

認定を受けるには、直接持参または郵送により受付ます。

<窓口に直接持参>

事前の予約は不要です。ただし、混雑状況によりお待ちいただく、またはお断りする場合がございます。

予約の上、お越しいただくことをお勧めいたします。（電話：03-3838-5556）

- ・ 受付場所：青戸7-2-1 テクノプラザかつしか1階 産業経済課窓口
- ・ 受付時間：午前10時から午後4時まで

<郵送> 郵送により申請した場合の認定書返送先は認定事業所あてです。

- ・ 送付先：〒125-0062 青戸7-2-1 テクノプラザかつしか内
葛飾区産業観光部 産業経済課 経営支援係
電話：03-3838-5556

セーフティネット保証5号認定および
区制度融資についてのお問い合わせ先

葛飾区産業観光部産業経済課経営支援係

電話：03-3838-5556

住所：〒125-0062

葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか内